

令和6年度版 暮らしの税情報



| | |
|---------------|---|
| 所得税のしくみ | 1 |
| 記帳や帳簿等保存・青色申告 | 2 |
| 消費税のしくみ | 3 |

税の基礎知識

| | |
|---------|----|
| 給与所得者と税 | 7 |
| 家族と税 | 9 |
| 退職金と税 | 11 |

給与所得者と税

| | |
|-------------|----|
| 高齢者と税(年金と税) | 12 |
| 障害者と税 | 13 |

高齢者や障害者と税

| | |
|------------|----|
| 医療費を支払ったとき | 15 |
| 保険と税 | 17 |
| 寄附金を支出したとき | 19 |
| 災害等にあったとき | 21 |
| 株式・配当・利子と税 | 25 |

暮らしの中の税

| | |
|----------------|----|
| マイホームを持ったとき | 27 |
| マイホームを増改築等したとき | 31 |
| 土地や建物を売ったとき | 33 |
| 財産をもらったとき | 35 |
| 財産を相続したとき | 39 |

不動産と税
贈与・相続と税

| | |
|-------------------------------|----|
| 申告と納税 | 41 |
| インターネットを利用して申告や納税などの手続きをしたいとき | 43 |
| コラム《スマートフォンを利用して、e-Taxがより便利に》 | 45 |

申告と納税

| | |
|--|----|
| 税に関する相談をするには/ 行政文書・個人情報の開示を 請求するには | 46 |
| 税務署長の処分不服があるとき | 47 |
| 個人で事業を始めたとき | 48 |
| 法人を設立したとき | 48 |
| 公売に参加するには | 49 |
| コラム《マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度)》 | 50 |

その他

●国税についてのご相談は、国税庁ホームページの「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。
電話によるご相談もお受けしています。税務署での面接相談は事前予約が必要です。

この冊子は令和6年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。
この冊子では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」と表記しています。